

Client Alert

16 June 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

トルコ：新しい取消審判手続の運用開始 (2025 年)

トルコ工業所有権法施行規則の改正規則が、2025 年 3 月 15 日付官報第 32842 号に掲載され、発効した。これにより、今後のトルコ特許商標庁における取消審判手続の方向性の見通しが立つこととなった。

背景

2017 年に制定された工業所有権法第 6769 号は、2024 年 1 月 10 日をもって、不使用取消の権限を裁判所からトルコ特許商標庁に移管した。この改正は、取消手続をより迅速かつ効率的にすることを目的としており、トルコ知的財産業界から広く歓迎された。トルコ特許商標庁は 2024 年半ばに不使用取消審判の受理を開始したが、詳細な審判手続規則がなかったため、審理に遅れが生じていた。今回の規則改正により、取消審判審理を適切に処理するための明確な枠組みが確立された。

主な改正規則

1. 一商標登録一審判

改正前は、商標登録の取消請求は裁判所へ訴訟を提訴することにより行っており、その際、1 件の訴訟で複数の商標登録の取消しを求めることが可能であった。

2025 年官報掲載の規則改正では、複数の商標登録の取消しを一つの取消請求書で請求することはできず、登録商標ごとに個別の取消請求書を提出しなければならないと規定されることとなった。

【コメント】

「一つの取消審判で一つの商標登録の取消ししか請求できない制度」は、多くの国が採用する規則であり、日本企業・専門家にとっても違和感のない規則改正であろう。ただし、同一・類似の複数商標登録に対して審判を請求する場合、改正規則の下では職権などで同一の審判官が審理を行うような仕組みは今のところなく、類似案件を異なる審判官によって審理される可能性が懸念されている。これを黙認すると、類似案件について、結論の異なる審決が出る可能性があり、実務上混乱が生じるリスクがある。従って、関連する審判請求が存在する場合には、特許商標庁に事前にその旨を通知し、同一の審判官によって審理されるよう促すことをお勧めする。

2. 特許商標庁における審理手続

取消審判が請求された場合、トルコ特許商標庁は正式な審査を行い、取消請求に必要な要素が含まれているかどうかを確認する。トルコ特許商標庁は、審判請求に不備があると判断した場合は、請求者に 1 か月の猶予を与える。その期間内に不備が解消されない場合、実体的な審理を行わず、請求を却下する。正式な審査で審判請求の不備が指摘されなかった場合、または請求人が所定の期間内に不備を解消した場合、取消請求は商標権者に通知され、特



許商標庁は商標権者に 1 か月の応答期間（延長可）を与え、取消請求に対する反論と証拠を提出させる。